

平成 2 8 年度

第 2 回学校体育施設開放運営委員会議

平成 2 9 年 2 月 1 日 (水)  
松山下公園総合体育館会議室  
午後 2 時から

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 印西市学校体育施設開放に関する規則について
- 4 議 題
  - (1) 学校体育施設開放の現状について
  - (2) 平成 2 9 年度利用調整会議について
  - (3) その他
- 5 連 絡 事 項
- 6 閉 会

## ○印西市学校体育施設開放に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、印西市における社会体育の振興のためにスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づき、学校の校庭、体育施設及び体育設備（以下「学校開放施設」という。）を学校教育に支障のない限り、市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）をもって市民がスポーツに親しみ心身の健全な発達を図ることを目的とする。

(管理及び責任)

**第2条** 学校開放に関する事業及び学校開放に伴う学校開放施設の管理は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の責任において行うものとする。

2 学校開放に関する事務は、教育委員会が行うものとする。

(運営委員会)

**第3条** 教育委員会は、学校開放の円滑かつ適正な運営を図るため、印西市学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、学校開放の運営について教育委員会に意見を述べるものとする。

3 運営委員会の委員は、10人以内とし、教育委員会が委嘱する。

(管理指導員)

**第4条** 学校開放利用団体（以下「利用団体」という。）の育成及び学校開放施設の管理の指導のために管理指導員を置く。

2 管理指導員は、運営委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

3 管理指導員は、利用団体の利用状況を常に把握し、教育委員会に定期的に報告しなければならない。

4 管理指導員は、学校開放の運営について運営委員会に意見を述べることができる。

(利用団体登録)

**第5条** 学校開放施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に利用団体登録をしなければならない。

2 利用団体は、次に掲げる要件に該当しなければならない。ただし、教育委員会が特に臨時に認めた団体は、この限りでない。

(1) 団体に加入している者が市内に在住、在勤又は在学する者であること。

(2) スポーツを行うために10人以上で組織された団体であること。

(3) 成人の団体責任者及び次条に規定する管理責任者を置ける団体であること。

(管理責任者)

**第6条** 利用団体に、学校開放に伴う学校開放施設の管理をするために管理責任者を置く。

2 管理責任者は、各利用団体から推薦し、教育委員会の承認を得なければならない。

3 管理責任者は、利用団体の責任者として善良な管理者の注意をもって第1項の管理に当たらなければならない。

(プール管理指導員)

**第7条** プールを利用する団体は、施設の管理をするためにプール管理指導員を置く。

2 プール管理指導員は、利用団体の利用状況を常に把握し、安全な利用管理に努めなければならない。

(学校開放の日時)

**第8条** 学校開放の日時は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の条件)

**第9条** 利用者は、営利行為その他スポーツの場としてふさわしくない行為をしてはならない。

2 利用者は、学校開放施設の利用を終了したときは、一切を原状に復し、戸締まり清掃のうえ学校開放の時間内に退出しなければならない。

3 利用者遵守事項は、教育委員会が別に定める。

(利用の中止)

**第10条** 教育委員会は、利用者がこの規則に違反した場合は、利用を中止させることができる。

(利用の手続)

**第11条** 学校開放施設の利用を希望する利用団体は、原則として利用しようとする日の属する月の前の月の10日までに学校体育施設開放利用申請書 (別記第1号様式) を教育委員会に提出しなければならない。

(利用の許可等)

**第12条** 教育委員会は、利用団体の申請に対し、当該学校開放施設の学校長と協議のうえ支障がないと認めた場合は、学校体育施設利用団体登録承認書を交付する。

2 教育委員会は、前項の許可をしたときは、その旨を管理指導員に連絡するものとする。

(利用団体の弁償責任)

**第13条** 利用団体は、利用者が学校開放施設を破損又は亡失したときは、教育委員会に速やかに報告し、その弁償の責を負うものとする。

(補則)

**第14条** この規則の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

2 印旛村及び本埜村の編入の日の前日までに、印旛村立小学校及び中学校のスポーツ開放に関する規則（平成15年印旛村教育委員会規則第1号）又は本埜村学校施設開放に関する規則（平成19年本埜村教育委員会規則第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成5年8月13日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成6年2月7日教委規則第3号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**（平成7年3月30日教委規則第3号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成8年3月1日教委規則第20号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年3月26日教委規則第5号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日教委規則第 10 号）

この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 7 日教委規則第 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の印西市体育指導員規則の規定により委嘱されている印西市体育指導委員は、その任期が終了するまでの間は、同条の規定による改正後の印西市スポーツ推進委員規則の規定により委嘱された印西市スポーツ推進委員とみなす。

別表（第 8 条）

施設	開放する日	開放する時間
校庭	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前 9 時から午後 5 時まで
体育館	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
	平日	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
柔剣道場	土曜日・日曜日・休日・休業日	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
	平日	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで
プール	教育委員会が指定する日	午前 9 時から正午まで
		午後 1 時から午後 4 時まで

備考 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に基づく休日という。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

# 印西市学校体育施設開放運営委員会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、印西市学校体育施設開放に関する規則（昭和59年教育委員会規則第14号）第3条第1項の規定に基づき、印西市学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という）の運営について定める。

(構成)

第2条 運営委員会の委員は次の各号から選出された者で構成する。

- (1) 開放学校長代表
- (2) スポーツ推進委員代表
- (3) 体育協会代表
- (4) P T A連絡協議会代表
- (5) その他教育長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第4条 運営委員会は学校開放の円滑かつ適正な運営を図るため次の職務を行う。

- (1) 利用申請に関する調整
- (2) 開放日、開放時間の検討
- (3) 利用者団体等に対する指導、連絡
- (4) 管理指導員の推薦
- (5) その他運営に関すること

(役員)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は本会を総括し会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は必要に応じ委員長が招集する。

2 運営委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は教育委員会スポーツ振興課内に置く。

附 則

この規約は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成15年4月1日から施行する。

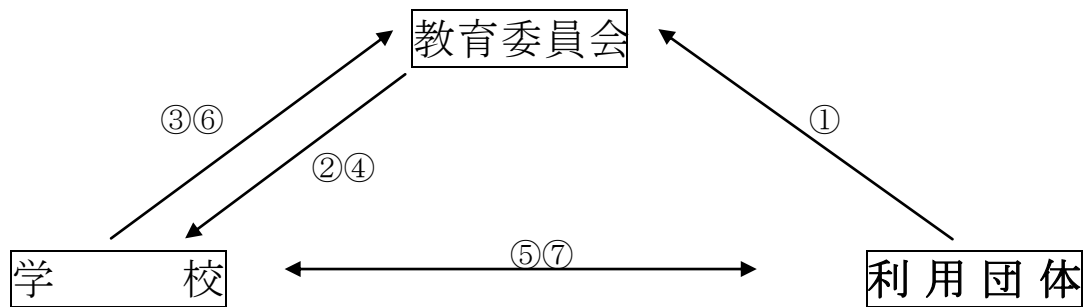
附 則

この規約は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成23年10月7日から施行する。

## 印西市学校体育施設開放体系



- ① 利用団体は、利用調整会議終了後、「学校体育施設開放利用申請書」を教育委員会に提出する。
- ② 教育委員会は、利用申請書及び利用中止届を学校別に取りまとめ「月間利用予定表」を作成し、各学校長に送付する。
- ③ 学校長は、学校行事等で開放を中止する場合は、「学校開放使用中止届」を前月の10日(10日が休日の場合は、前日)までに教育委員会に提出する。
- ④ 教育委員会は、予定表を各校管理指導員に送付し、管理指導員は体育館及び柔剣道場に掲示し、開放日誌に添付する。
- ⑤ 利用団体は、登録承認書に基づき鍵・開放日誌を借用。都合により利用を中止する場合は、各学校(管理指導員)に速やかに連絡。  
各学校(管理指導員)は、予定表に基づき鍵・開放日誌を貸与。使用後の日誌の確認及び学校巡視。
- ⑥ 各学校(管理指導員)は、開放施設に異常を認めた場合、直ちに教育委員会へその旨を報告する。
- ⑦ 利用団体責任者は、施設の利用を円滑に行うため、年度当初に学校長、管理指導員とともに利用連絡会議を開催する。

## 印西市学校体育施設開放利用者遵守事項

- 1 開放時間を遵守すること。
  - (1) 開放時間
    - ①平日

体育館	18:00 ~ 21:30
柔剣道場	18:00 ~ 21:30
    - ②土曜日・日曜日・休日・休業日

体育館	9:00 ~ 21:30
柔剣道場	9:00 ~ 21:30
校庭	9:00 ~ 17:00
- 2 鍵の借用について
  - (1) 管理指導員の指示に従うこと。
  - (2) 利用時間を厳守し、利用後は速やかに返却すること。
  - (3) 利用団体は、団体の都合により利用を中止する場合は、必ず管理指導員に連絡すること。
- 3 開放日誌は管理責任者が詳細に記入すること。
- 4 利用に際して、体育館内での飲食・喫煙は禁止する。(但し、水分補給のみ許可)
- 5 利用に際しては、火気を使用しないこと。
- 6 ごみ類(びん・カン類等)は、その都度持ち帰ること。
- 7 許可された施設以外への出入りは禁止する。
- 8 許可された用具以外のものは使用しないこと。
- 9 開放施設や用具を破損又は亡失したときは、直ちに市教育委員会に報告し、その弁償の責を負うものとする。
- 10 利用後は、一切を原状に復し、戸締り清掃のうえ時間内に退出すること。
- 11 活動中は常に許可証を携帯すること。
- 12 運動場内に自動車及び自転車を乗り入れないこと。
- 13 利用しようとする日が属する月の前月の10日までに学校体育施設開放利用申請書を教育委員会に提出する。
- 14 学校は教育の場という認識をし、モラルを持って利用すること。

上記遵守事項に反した場合は、登録を取り消し又は利用を中止させる場合もあります。

印西市教育委員会



# (1) 学校体育施設開放の現状について

平成29年2月1日現在

・21小学校、9中学校を開放

## 1. 種目別利用状況

種目	一般		一般・児童生徒		児童生徒		全体	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
バドミントン	17	270	2	79			19	349
ミニバスケットボール					8	263	8	263
バレーボール	36	552	6	83	1	50	43	685
ソフトバレーボール	4	53					4	53
バスケットボール	11	138	5	98	1	27	17	263
サッカー			2	58			2	58
少年サッカー					12	783	12	783
総合スポーツ	6	141	2	104	2	38	10	283
野球	1	32					1	32
少年野球					6	181	6	181
卓球	3	76					3	76
剣道	2	35	5	247	1	11	8	293
ソフトボール	2	36					2	36
ショートテニス	2	46	2	50			4	96
インディアカ	1	14					1	14
バウンドテニス	1	11					1	11
体操			1	14			1	14
新体操					2	80	2	80
フットサル	4	133	1	25	1	27	6	185
空手道			5	201	4	132	9	333
柔道					1	15	1	15
合気道	1	18	1	34			2	52
剣道	1	10					1	10
チアリーディング					1	14	1	14
テニス	1	11					1	11
バレエ					1	12	1	12
ペタンク	1	12					1	12
レクリエーション	2	48					2	48
ティーボール					1	47	1	47
グラウンドゴルフ	1	12					1	12
トレーニング					1	14	1	14
バトン					1	11	1	11
<b>総計</b>	<b>97</b>	<b>1648</b>	<b>32</b>	<b>993</b>	<b>44</b>	<b>1705</b>	<b>173</b>	<b>4346</b>

## 2. 学校別施設別団体数

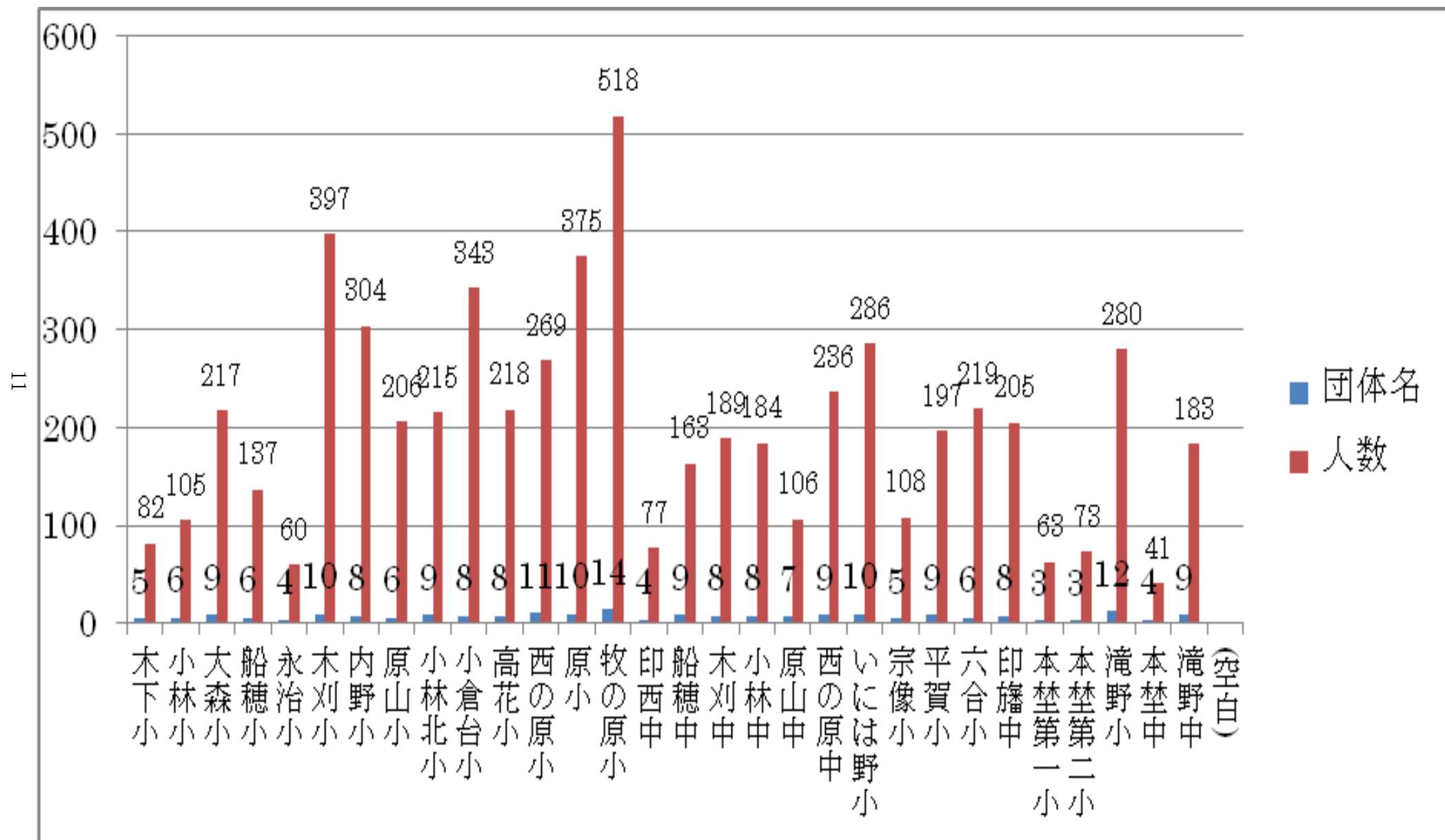
学校別種目数	その他	校庭	柔剣道場	体育館	総計
<b>木下小</b>		1		4	5
バドミントン				1	1
バレーボール				1	1
ミニバスケットボール				1	1
空手道				1	1
少年サッカー		1			1
<b>小林小</b>		1		5	6
バレーボール				2	2
ミニバスケットボール				1	1
少年サッカー		1			1
総合スポーツ				1	1
剣道				1	1
<b>大森小</b>		3		6	9
ショートテニス				1	1
ソフトボール		1			1
バレーボール				2	2
ミニバスケットボール				1	1
剣道				1	1
少年サッカー		1			1
卓球				1	1
野球		1			1
<b>船穂小</b>		1		5	6
インディアカ				1	1
ティーボール		1			1
バドミントン				1	1
バレーボール				2	2
ミニバスケットボール				1	1
<b>永治小</b>				4	4
ソフトバレーボール				1	1
チアリーディング				1	1
バドミントン				1	1
少年サッカー				1	1
<b>木刈小</b>		1		9	10
ショートテニス				1	1
バスケットボール				1	1
バドミントン				2	2
バトン				1	1
バレーボール				1	1
ミニバスケットボール				1	1
剣道				1	1
少年サッカー		1			1
体操				1	1
<b>内野小</b>		1		7	8
バドミントン				1	1
バレーボール				3	3
ミニバスケットボール				1	1
剣道				1	1
少年サッカー		1			1
総合スポーツ				1	1
<b>原山小</b>		2		4	6
サッカー		1			1
ミニバスケットボール				1	1
剣道				1	1
少年野球		1			1
新体操				2	2

学校別種目数	その他	校庭	柔剣道場	体育館	総計
<b>小林北小</b>		3		6	9
ソフトボール		1			1
チアリーディング				1	1
バウンドテニス				1	1
バレーボール				2	2
ミニバスケットボール				1	1
少年サッカー		2			2
卓球				1	1
<b>小倉台小</b>		1		7	8
バスケットボール				1	1
バドミントン				3	3
ミニバスケットボール				1	1
空手道				1	1
剣道				1	1
少年野球		1			1
<b>高花小</b>		2		6	8
バスケットボール				2	2
バドミントン				1	1
ミニバスケットボール				1	1
空手道				1	1
少年サッカー		1			1
少年野球		1			1
卓球				1	1
<b>西の原小</b>		3		8	11
ショートテニス				1	1
ソフトバレーボール				1	1
ソフトボール		1			1
バドミントン				2	2
ミニバスケットボール				1	1
レクリエーション				1	1
空手道				1	1
少年サッカー		1			1
少年野球		1			1
総合スポーツ				1	1
<b>原小</b>		2		8	10
ショートテニス				1	1
バドミントン				2	2
フットサル				1	1
ミニバスケットボール				1	1
空手道				1	1
少年サッカー		1			1
少年野球		1			1
新体操				1	1
総合スポーツ				1	1
<b>牧の原小</b>		4		10	14
バスケットボール				1	1
バドミントン				2	2
バレーボール				1	1
ミニバスケットボール				3	3
剣道				1	1
少年サッカー		4			4
新体操				1	1
総合スポーツ				1	1

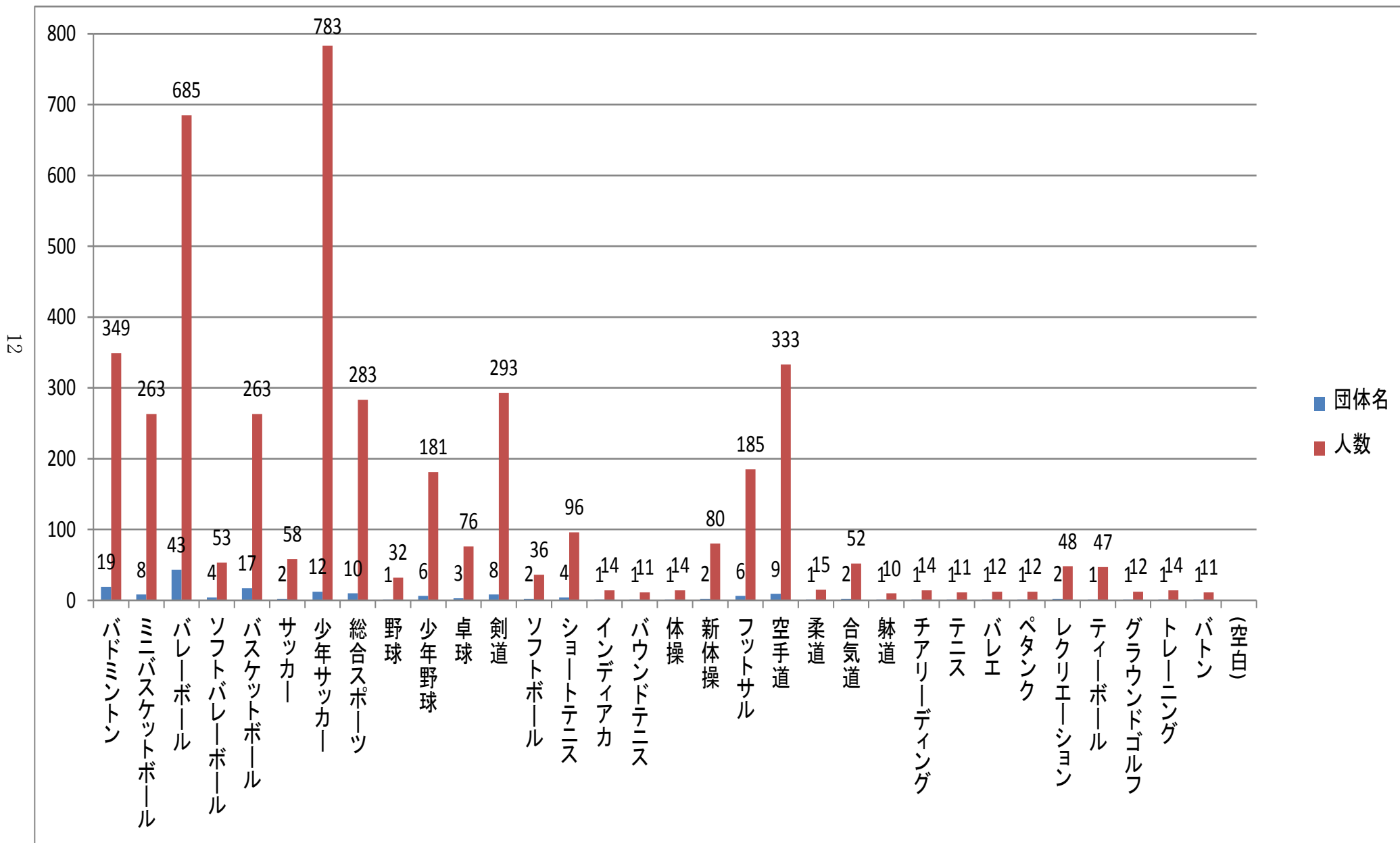
学校別種目数	その他	校庭	柔剣道場	体育館	総計
<b>印西中</b>			1	3	4
バスケットボール				2	2
バレーボール				1	1
剣道			1		1
<b>船穂中</b>			2	7	9
バスケットボール				3	3
バレーボール				3	3
合気道			1		1
柔道			1		1
総合スポーツ				1	1
<b>木刈中</b>			1	7	8
ソフトバレーボール				1	1
バスケットボール				2	2
バレーボール				3	3
空手道				1	1
合気道			1		1
<b>小林中</b>			2	6	8
バドミントン				3	3
バレーボール				2	2
空手道			1		1
剣道			1		1
総合スポーツ				1	1
<b>原山中</b>				7	7
バスケットボール				1	1
バレーボール				3	3
フットサル				3	3
<b>西の原中</b>			2	7	9
トレーニング				1	1
バスケットボール				2	2
バレーボール				1	1
フットサル				2	2
空手道			1		1
剣道			1		1
総合スポーツ				1	1
<b>いには野小</b>		3		7	10
バスケットボール				1	1
バドミントン				1	1
バレーボール				1	1
バレーボール				2	2
ミニバスケットボール				1	1
空手道				1	1
少年サッカー		1			1
少年野球		2			2
<b>宗像小</b>				5	5
バレーボール				3	3
ミニバスケットボール				1	1
少年野球				1	1
<b>平賀小</b>	1	2		6	9
サッカー		1			1
テニス	1				1
バレーボール				4	4
空手道				1	1
少年野球		1			1
総合スポーツ				1	1

学校別種目数	その他	校庭	柔剣道場	体育館	総計
<b>六合小</b>				6	6
バレーボール				4	4
ミニバスケットボール				1	1
総合スポーツ				1	1
<b>印旛中</b>		1		7	8
グラウンドゴルフ		1			1
バスケットボール				1	1
バドミントン				1	1
バレーボール				2	2
空手道				1	1
剣道				1	1
総合スポーツ				1	1
<b>本荻第一小</b>		1		2	3
バレーボール				1	1
少年サッカー		1			1
総合スポーツ				1	1
<b>本荻第二小</b>				3	3
バレーボール				1	1
剣道				1	1
少年野球				1	1
<b>滝野小</b>		4		8	12
ソフトバレーボール				1	1
バレーボール				3	3
ペタンク		1			1
ミニバスケットボール				1	1
レクリエーション				1	1
空手道				1	1
少年サッカー		1			1
少年野球		2			2
総合スポーツ				1	1
<b>本荻中</b>				4	4
バレーボール				4	4
<b>滝野中</b>				9	9
バスケットボール				1	1
バドミントン				1	1
バレーボール				2	2
フットサル				1	1
少年サッカー				2	2
総合スポーツ				2	2
<b>総計</b>	1	36	8	183	228

グラフ① 学校別利用団体数・人数



グラフ② 種目別利用団体数・人数



## 印西市学校体育施設開放運営委員会委員

任期 平成27年6月 1日から  
平成29年5月31日まで

No.	基準	氏 名	備 考
1	1号	伊 東 洋 樹	開放学校長代表
2	2号	上ノ坊 真	スポーツ推進委員代表
3	2号	小 宮 ちか子	スポーツ推進委員代表
4	3号	齊 藤 詔 一	体育協会代表
5	3号	菅 原 信 夫	体育協会代表
6	4号	富 澤 沙 織	市 PTA 連絡協議会代表 ※注 1
7	4号	遠 藤 貴 子	市 PTA 連絡協議会代表 ※注 2

※注 1. 2 平成28年5月12日より委嘱